

令和2年度 災害等対応マニュアル

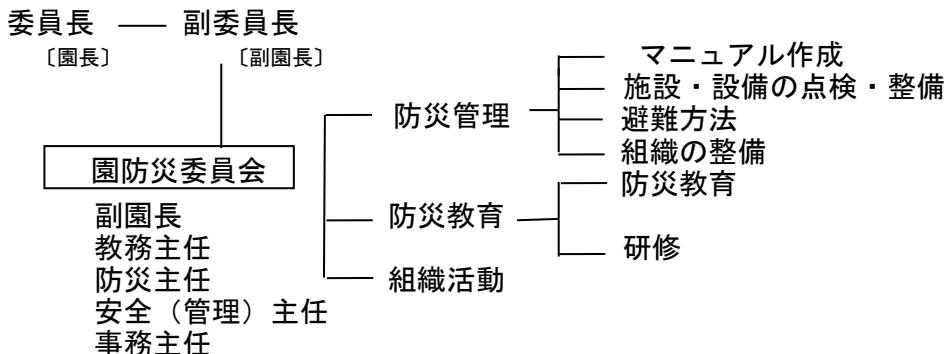
[1]	学校防災体制の整備	1
[2]	地震対応マニュアル	3
	(1) 状況別の地震対応マニュアル	3
	① 教職員在校時	3
	② 学校外活動中	5
	③ 登降園時	6
	④ 教職員在校時外	7
[3]	風水害対応の留意点	8
[4]	弾道ミサイル発射・落下時の対応マニュアル	9
	(1) 在園時	9
	(2) 登園前、在宅時及び登降園中	13
[5]	原子力災害対応マニュアル	13
	(1) 原子力災害について	13
	(2) 園での対応について	14
[6]	資料（非常時の対応・組織・配備）	15
	(1) 登下校における非常時の対応	15
	(2) 非常時における在園時降園体制	16
	(3) 緊急連絡用（引き渡し）カード	17
	(4) 災害対策本部の組織	18
	(5) 教職員の非常配備	19
	(6) 情報連絡体制	21
	(7) 教育委員会（学校・事務局）防災対応フロー	23
	(8) 非常配備時の学校被害状況報告FAX送信票 様式	24
	(9) 防災行政用無線から教育指導課への連絡方法	25
[7]	避難所開設・運営の支援マニュアル	26
	(1) 目的	26
	(2) 日常における指定避難所に必要な事項の確認	26
	(3) 指定避難所開設・運営の協力・支援	32
	(4) 保育再開に向けた対応マニュアル	35
[8]	その他	
	○ 避難訓練計画について（※ 令和2年度 教育計画 参照）	36

1 学校防災体制の整備

日常の安全教育及び安全管理を推進し、また、災害等が発生した場合においても速やかに園児の安全確保を図るため、次の事項について定めておくものとする。

学校防災委員会の設置

○学校の防災体制全体の統括



防災管理

○状況別の具体的対応策

○園児否確認

- 非常時降園の整備と周知
 (園機・引渡し・集団降園)
- 関係機関への連絡体制の整備

など

○園としての支援体制

- P T A や地域関係団体との連携

○園児況把握

- 園など施設・設備の復旧
- 市教委との連絡・協議・調整
- 登園日の設定など園再開までの日程調整

など

施設設備の点検・整備

○石油倉庫や薬品保管庫等の危険物保管所はじめ校内及び園内の施設・設備全般についての点検

(定期・臨時・日常の点検)

- * 消防法第8条第1項及び同法施行令第3条の2第2項に基づく点検
- * 学校保健安全法施行規則第28条・29条に基づく点検・整備
- * 学校建築物等保全点検(6月, 12月)にて非構造部材についても点検



2

地震対応マニュアル

(1) 状況別の地震対応マニュアル

① 教職員及び園児の在園時

基本的対応

地震発生

安全確保

- 的確な安全確保を指示する。(頭部を保護し、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所で身を寄せるなど)
- 特に特別支援学級等や配慮を要する園児の安全確保には教職員が連携して当たる。
- 火災など二次災害の防止に努める。
- 負傷者の有無の確認を行い、手当の必要な場合は応急手当を行う。

指避難示の

- 避難経路の安全確認を行う。
- 全校に避難指示を行う。停電時はメガホン等で行う。
- 一次避難場所は原則として園庭だが、流動化による地割れ等が生じている場合や暴風雨の場合には、より安全な避難場所に誘導する。(園舎や遊戯室)

誘避導難

- 的確な行動を指示する(頭部の保護、押さない、走らない、しゃべらないなど)
- 配慮が必要な園児等や負傷者等を介助して避難させる。
- 園児名簿(出席簿等)を携帯する。

安情否報確収認集

- 人員の確認を行う。
- 負傷者の確認と応急手当を行う。
- 園児の不安を軽減し安全確保に当たる。
- ラジオ、テレビ、インターネット等から最新の情報収集を行うとともに二次避難の必要の有無を判断する。

災害対策本部設置

- 園災害対策本部(p 18 参照)を設置し、以下の対応を行う。
 - ◇市内いずれかの地域で震度5強以上のときは、非常時降園体制とする。
 - ・事前の申し合わせに従い、園待機・引渡し・集団下校のいずれかとする。
 - ◇園児・教職員や施設・設備等の被害状況を確認し、C4th(使用できない場合は教育指導課に所定のFAX送信票:p 24 参照)で報告する。停電等でFAX送信ができない場合は、秋保総合支所の行政用無線を利用して報告する。(p 25 参照)必要に応じて支援要請を行う。
 - ◇状況に応じて、通学路等の被害状況を把握する。
 - ◇引き続き災害情報の収集に努める。
 - ◇災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。
 - ・電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で連絡する。
 - ・通信が途絶された場合は、予め決めておいた方法で連絡する。
 - ◇欠席園児等の安否を確認する。
 - ◇避難所が開設される場合には、避難所開設・運営の支援マニュアルに基づく活動を行う。(p 26 参照)

被災状況別の対応

ア 保育中（基本的な安全確保の形態）

- ・ 教職員は、園児への的確な安全確保を指示する。
(頭部を保護し、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を寄せる)
- ・ 火気使用中であれば消火する。
- ・ 避難経路の確認、避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。
- ・ 摆れが収まつたら、教職員の指示に従い、より安全な避難場所に避難する。
- ・ 園児等の人員等状況確認や周囲の安全を確認する。
- ・ 余震や二次災害に備え、園児等を落ち着かせる。
- ・ 負傷者の応急手当

場 所	教 職 員 の 対 応
保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかりと持つように指示 ・ 火気使用中であれば、消火、または消火の指示
ベランダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険回避の指示
遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない中央等に集合させ、体を低くするように指示（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に身を寄せる方が良い場合もある。落下物に注意する。）
園 庭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物から離れ、園庭の中央に集合させ、体を低くするよう指示
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・ すみやかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示 ・ 摆れが収まれば、すばやくプールから出るように指示 ・ 避難準備（サンダル・靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る）

イ 教職員と園児が離れている場合（始業前、自由遊びの時間、園庭開放時等）

場 所	園児等の行動	教職員の対応
階段、廊下、トイレ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 摆れている間は、頭部を保護し、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所を見つけ、身を寄せて待機する。 ・ 落下物や倒壊物に気をつける。 ・ 摆れが収まつたら、教職員の指示に従い、より安全な避難場所に避難する。 ・ 周囲の安全を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全校指示（揃れが収まるまで、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所を見つけて身を寄せるように） ・ 教職員は分散して園児等の安全確保、指示誘導 ・ 園舎外にいる園児等の人員確認、負傷者の応急手当
園庭、ベランダ、畠等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物、ブロック塀、窓ガラス等の近くから離れる。 ・ 摆れが収まるまで、頭部を保護し広い場所の中央で待機する。 	

② 園外活動中

(1) 現地で地震が発生した場合

**事前
の
計
画**

- 園外活動を行う際の事前確認を以下の点に留意して行う。
 - ・見学施設、宿泊施設等の施設管理者との打ち合わせにより、災害時の対応について確認する。(避難経路、避難場所等)
 - ・現地の救急医療機関、避難場所、公的機関（市役所・町村役場、教育委員会、病院等）の住所、電話番号等を把握する。
- 事前指導を以下の点に留意して行う。
 - ・緊急時の避難方法・場所、連絡方法を確認する。
 - ・グループ行動中の緊急時の対応方法を決めておく。

地 震 発 生

**安
全
確
保**

- 的確な避難行動を指示する。
 - ・物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に避難させる。
 - ・ビル街では落下物やガラス等の飛散から身を守らせる。
 - ・電車、バス等に乗車中は、係員の指示により行動させる。
 - ・山間部で活動しているときには、地すべりが起きそうな崖、落石が起こりそうな場所から素早く離れさせる。
 - ・園児等の不安軽減を図る。

**近
く
の
場
所
へ
避
難**

- 避難場所、救護施設がない場合、地元の人や機関等から情報を入手し、的確に対応する。(安全な場所への速やかな避難)
- 海岸近くで活動しているときは、高台やビルの屋上等に避難する。
特に、強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は津波警報などの発表を待たずにすばやく避難する。
- 施設管理者等の指示により行動する。

**安
否
確
認**

- 人員を確認する。グループ行動中であれば、予め決めておいた連絡方法で安否確認を行う。
- 通信が途絶された場合は、予め決めておいた避難場所等を巡回確認する。

**事
後
の
対
応
措
置**

- 園へ状況の報告を行う。
- 園から教育指導課へ報告する。
- 園から保護者へ連絡する。
- 必要な場合は、現地公的機関へ救援を要請する。

(2) 遠足中などに仙台で地震が発生した場合

地 震 発 生

**事
後
の
対
応
措
置**

- 地震の規模、被害状況等の情報を収集する。
- 現地公的機関や関係機関（旅行業者等）と対応を協議する。
- 可能な方法で園へ連絡し、園の状況等を確認する。
- 園児の不安軽減を図る。(状況説明、今後の対応等)
- 園から旅行の予定変更等について教育指導課へ連絡する。
- 園から保護者へ予め決めておいた方法で連絡する。

③ 登降園時

※6 資料(1)を参照

- ◇ 状況に応じた対応（児童生徒等の安全確保のための学校・保護者・地域との連携）ができるように事前の共通理解を図る。

園児等の行動

教職員の対応

地震発生

安全確保

近くの避難場所へ避難

安全確保

園児の保護・安否確認

(災害本部設置)

※登園前・在宅時、又は登降園時に、地震等の災害が発生した場合に備え、園の対応体制を構築する。

※園の対応については、事前にPTA役員会やPTA総会等で説明したり、年度始めに文書で対応と協力について周知したりするなど、理解と協力を得る。園児らの対応については、家庭内で事前に避難方法を話し合い、園と家庭が園児の避難方法に関する情報を共有する。また、家庭と情報を共有する際は、家庭の事情等に配慮する。

※近隣の小中学校、総合支所と情報を共有するなど、あらかじめ非常時の対応について打合せを行うとともに、地域と情報を共有する

- 頭部を保護し、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を寄せる。
- 車道に出ない。
- 通学路が山間部にある場合には、崖くずれ・落石の危険を回避するために、崖から素早く離れる。

- 揺れが収まったら、状況に応じて公園、学校等のより安全な避難場所、あるいは自宅に避難する。
- 家族が家にいないときには、家に帰らない。近くの避難所か学校へ行く。

- 園内にいる園児の有無と安全確保
- 通学路上、避難場所の園児等の安否確認（緊急連絡用カードの持参）
- 保護者、地域と連携し、園児等の安否確認

安全確保のための活動開始



園児等の保護

- 安否確認できない園児については、電話や家庭訪問等で確認する。

避難後の対応決定

- 教職員在校時（p 3）に準ずる。

④ 教職員在園時外

地震発生

教職員の参集

- 教職員の非常配備体制と緊急連絡網を事前に整備はしておくが、あきう幼稚園は、避難所ではないので参集はしないものとする。
- 園長が必要と判断した場合及び区災害対策本部から避難所開設要請があった場合は、以下を参照して必要人員を緊急連絡網で参集させる。

【非常1号配備】(3名 園長、副園長、教務主任)

- (1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき。

【非常2号配備】(4名 園長・副園長・教務主任・事務主任)

- (1) 市内で震度5強の地震が発生したとき。

【非常3号配備】(全員)

- (1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。

- 配備が発令された場合には、該当教職員は家族等の安全を確保した後、自らの安全に留意し、直ちに園に参集する。

被害状況確認

- ラジオ、テレビ、インターネット等で常に最新の情報収集を行う。
- 施設・設備等の被害状況を確認する。
- 教育指導課に所定のC4th(使用できないときは所定のFAX送信票(p24参照)で報告する。停電等でFAX送信ができない場合は、隣の秋保中学校の防災行政用無線を利用して報告する。(p25参照)※

本部設置

- 園児・教職員や施設・設備等に被害があった場合、及び避難所が開設される場合は、原則として応接室・職員室に学校災害対策本部を設置し、園としての組織的な災害対応に当たる。(p18参照)
- 電話、一斉メール配信、園ホームページ等の通信手段により安否確認をする。
- 通信手段が途絶されている場合は、園と保護者が事前に定めておいた連絡方法(家庭訪問、決められた場所への掲示等)で安否確認を行う。
- 通学路及び地域の被害状況、危険箇所等を確認する。
- 今後の対応について、電話、一斉メール配信、園ホームページ等の通信手段により保護者に連絡する。
- 通信手段が途絶されている場合は、園と保護者が事前に定めておいた連絡方法(決められた場所へ掲示等)で連絡する。

◇ 避難所(玄関・遊戯室等)の鍵について

※園においては、指定避難所となっていないため鍵管理依頼は行わない。

配備解除については、市教委緊急情報ホームページまたは校長用緊急連絡メールシステムで確認する。

風水害は地震とは異なり気象情報に注意を払うことにより、ある程度事前の対応が可能である。天候の崩れが予想されるときは、①気象台のホームページ等から積極的に情報収集を行う、②必要に応じて教育委員会へ確認を行う、③収集した情報を基に園内で話し合いを行う、④近隣学校との協議を行うなどして園内の対応体制（基本的な対応は、地震に準じて行う）を構築する。なお、基本的な対応は、地震に準じて行うこととするが次の点に留意する。

（1）園児の安全確保

〈園児には、日常から以下のような災害発生時の対応について指導する〉

- ① 急な大雨の際は、すぐに川などの水辺から離れる。地下室や地下街には進入しない。土砂災害警戒情報に注意する。
- ② 雷鳴が聞こえたら、建物の中や自動車へ避難する。木や電柱から4m以上離れる。近くに避難する場所がない場合は、姿勢を低くする。
- ③ 竜巻の際は、頑丈な建物に避難する（車庫や物置、プレハブには避難しない）。屋内では、窓、カーテンを閉め、窓から離れる。頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。
- ④ 仙台市土砂災害ハザードマップで、土砂災害の危険のある場所を予め確認しておき、大雨の際などは、危険な区域外に直ちに避難する。

〈幼稚園は、災害発生に以下のような点について配慮する〉

- ⑤ 園長の判断もしくは教育委員会の指示により、保育開始・終了時刻の繰り下げや繰り上げを行う。
- ⑥ 園長の判断もしくは教育委員会の指示により、臨時休園にする。
- ⑦ 園行事を予定している場合は、園児の安全確保を第一に考え、適切に対応する。

（2）教職員の参集

- ◆あきう幼稚園は、避難所ではないので参集はしないものとする。
- ◆園長が必要と判断した場合、及び区災害対策本部から避難所開設要請があった場合は、
④教職員在園時外　『地震発生』(P.7) を参照して必要人員を緊急連絡網で参集させる。

○配備が発令された場合には、該当教職員は家族等の安全を確保した後、自らの安全に留意し、直ちに園に参集する。

（3）避難所の開設準備

土砂災害及び洪水等発生の危険度が高まった地域に避難準備・高齢者避難開始情報が発令され、区役所から避難所開設準備の連絡があった場合は、「避難所開設・運営の支援マニュアル」に基づき対応する。(p.26 参照)

(1) 園児等在園時

Jアラート等による緊急情報発表

基本的対応

避難の指示
安全確保

- 速やかな避難行動を指示する。(職員室からの緊急放送・教職員の声掛け)
- 火気使用中であれば消火する。
- 的確な安全確保を指示する。(園舎等に避難する。窓から離れ、机の下に潜るか、廊下や床に伏せて頭部を守る。安全が確認されるまで園内で待機する。など)
- 配慮を要する園児等の安全確保には教職員が連携して当たる。
- 幼児連絡票(出席簿等)を携帯する。

安否情報収集
確認

- 園児等の人員等状況確認や周囲の安全確認
- 園児等の不安を軽減し安全確保に当たる。
- テレビ、ラジオ、インターネット等から最新の情報収集を行う。

事後対応

- 領土・領海内に落下した場合は、市教委の指示に従い、非常時降園体制とする。
 - ・事前の申し合わせに従い、幼稚園待機・引渡し・集団下校のいずれかとする。
- 今後の対応について保護者に知らせる。
 - ・電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で連絡する。
 - ・通信が途絶された場合は、予め決めておいた方法で連絡する。
- 欠席園児の安否を確認する。
- 園へ避難してくる者(市民等)がいる場合には、校内の安全な場所に避難させるなどの保護活動を行う。(※ 避難所には指定されていないので、隣の秋保中学校に誘導する)

状況別の対応

ア 園児等が園舎内(遊戯室含む)にいる場合(基本的な安全確保の形態)

場 所	教 職 員 の 対 応
保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、カーテンを閉めさせる。 ・机を教室の中央に寄せさせる。 ・机の下にもぐらせ、近くに頭を保護できる物があればそれを頭に当て、なければ手を当てて後頭部を保護する体勢を取らせる。 ・膝と肘を床に付けさせる。危険な方向(窓等)に尻を向けさせる。 ・火気使用中であれば消火する。
廊下等	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の保育室または近くの保育室等で安全確保するよう指示。

遊戯室	<p>※ 状況等を確認の上、遊戯室へ避難させる場合は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステージの中央に避難させる。 ・出入り口などからできる限り離れ、できるだけ姿勢を低くする。近くに頭を保護できる物があればそれを頭に当て、なければ手を当てて後頭部を保護する体勢を取らせる。 ・体勢は膝と肘を床に付けさせる。危険な方向（窓等）に尻を向けさせる。
-----	---

イ 園児等が園舎外にいる場合（登園時、保育中、降園・園庭開放時等）

場 所	教 職 員 の 対 応
保育室、 園庭、遊戯室 ベランダ、 畑、砂場	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかな避難行動を指示する。（職員室からの緊急放送・教職員の声掛け） ・教職員は分散して園児等の安全確保、指示誘導。担任外の教職員を園内に配備する。 ・保育室や遊戯室に避難させる。 ・窓や出入り口など開口部からできる限り離れ、できるだけ姿勢を低くさせる。近くに保護できる物があればそれを当て、なければ手を当てて後頭部を保護する体勢を取らせる。 ・安全を確認したら園長（園長代理）の指示で、保育室に戻す。
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかにプールから出るよう指示。 ・園舎内に避難させる。 ・できるだけ姿勢を低くする。衣服やバスタオル等を頭に当て、なければ手を当てて後頭部を保護する体勢を取らせる。 ・安全を確認したら園長（園長代理）の指示で、教室に戻す。

ウ ミサイルが近くに着弾した場合

- ◇ミサイルが近くに着弾した場合、屋外にいる場合は口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れて密閉性の高い屋内の部屋（ステージ）または風上に避難する。
 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ◇ テレビやラジオ、インターネット等を通し情報収集に努めるとともに行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

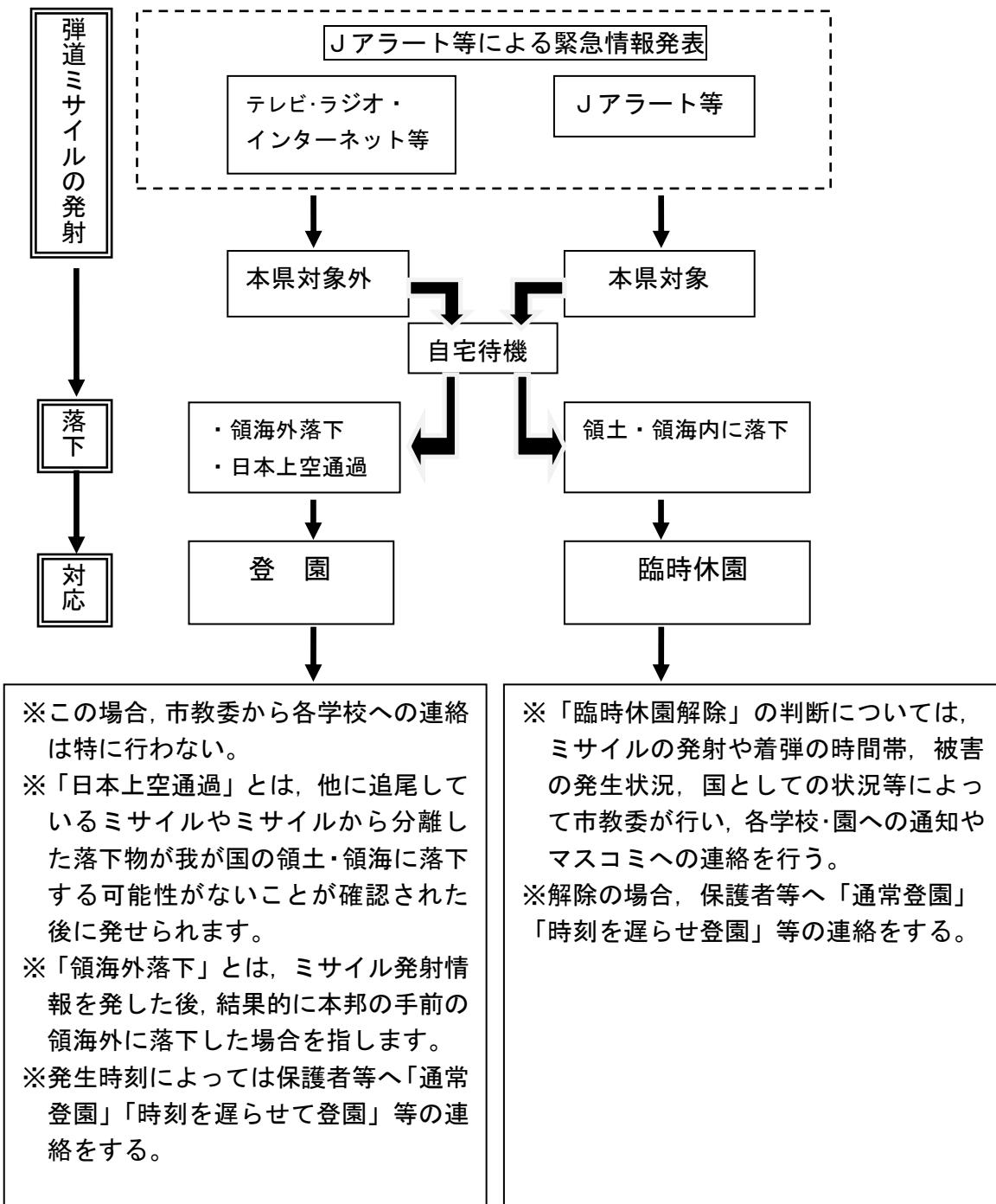
※具体的な避難行動については、「国民保護ポータルサイト」の動画等を参考にする。

URL <http://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/index.html>

(2) 登園前、園児が在宅時および登降園中

- ◇ 状況に応じた対応（園児等の安全確保のための園・保護者・地域との連携）ができるように事前に PTA 役員会や PTA 総会等で説明し理解と協力を得る。

ア 登園前、園児等が在宅時の場合の対応



イ 園児等が登園中の場合

- ◇ 登降園中に、緊急情報が発表された場合に備え、校内の対応体制を構築する。
- ◇ 送迎中の保護者・園児等には安全確保のための避難行動について指導を行う。
 - ・電話、一斉メール配信等で連絡する。
 - ・通信が途絶された場合は、予め決めておいた方法で連絡する。
- ◇ 保護者や地域の理解と協力が得られるよう、事前にPTA役員会やPTA総会等で説明し理解と協力を得る。

保護者・園児等の行動

教職員の対応

Jアラート等による緊急情報発表

安全確保	情報収集	安否確認	事後の対応措置
情報収集			
情報収集後の行動			
<ul style="list-style-type: none">○近くにある建物や地下に避難し窓から離れる。○近くに建物がない場合は物陰等に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。○車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車から離れたところに避難する。	<ul style="list-style-type: none">○校内放送を利用して、緊急情報を放送し、避難行動を呼び掛ける。○校舎内で避難行動を取らせる。○園内にいる園児等の安全確保。	<ul style="list-style-type: none">○情報収集に努める。(公共施設・店・近くの大人など)○得られた情報に従って、行動する。	<ul style="list-style-type: none">○通学路上等の児童生徒の安否確認(緊急連絡用カードの持参)。○保護者に、在宅児童生徒の安否確認。
<p><登園時></p> <ul style="list-style-type: none">○園のすぐ近くまでできている場合は、幼稚園へ避難する。○自宅を出たばかりの場合は、すぐ帰宅する。 <p><降園時></p> <ul style="list-style-type: none">○園のすぐ近くにいる場合は、幼稚園へ避難する。○自宅に近い場合は、すぐ帰宅する。 <p>※ 一緒にいる保護者の判断による。</p>		<p>→ 園児等の保護</p> <ul style="list-style-type: none">○安否確認できない保護者・園児等については電話や家庭訪問等で確認する。	<ul style="list-style-type: none">○領土・領海内に落下した場合は、市教委の指示に従い、臨時休園、非常時降園体制(事前の申し合わせに従い、園待機・引渡し)とする。○今後の対応について保護者に知らせる。<ul style="list-style-type: none">・電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で連絡する。

ウ ミサイルが近くに着弾した場合

- ◇ (1) 園児等が在園時「ウ」(p. 10) に準ずる。

5

原子力災害対応マニュアル

(1) 原子力災害について

仙台市は、女川原発から30km圏外（原子力災害対策重点区域外）であるが、過去の事故事例から放射性物質を含むプルーム（煙流）が本市に接近する可能性も考えられる。このことから、原子力災害が起きた際の対応について理解しておく必要がある。

○ 市からの発令及び避難行動

原子力災害が発生した場合、仙台市から、屋内退避・一時移転をそれぞれ「準備」⇒「指示」の2段階で発令される。

市からの情報	市民の避難行動
屋内退避の「準備」を発令	できるだけ外出を控える。
屋内退避の「指示」を発令	すみやかに屋内に入り、ドアや窓を閉め、換気扇を止め、ガムテープで窓の内側から目張りするなど、できるだけ外の空気が入らないようにする。
一時移転の「準備」を発令	情報を入手する。物資の準備など移転の準備をする。
一時移転の「指示」を発令	指示に従い1週間程度内に一時移転する。

【仙台防災タウンページより】

(2) 幼稚園での対応について（保育活動中）

原子力災害発生



緊急速報メール等による緊急情報発表
「屋内退避の準備」発令

避難行動

○保育室等なるべく気密性の高い所へ避難誘導を行う。（緊急放送・教職員の声掛け等）

原子力災害は、大地震・大津波等による二次災害で発生する場合も想定されるので、同時に津波や建物の倒壊等も考えられる。校舎への避難の方が危険と判断する場合は、できるだけ安全な施設や場所へ避難することも想定しておく

⇒園舎倒壊等の恐れがない場合は、園舎内に戻す。

⇒園舎倒壊等の恐れがある場合は、できるだけ安全な施設や場所へ避難する。

○配慮を要する園児等の安全確保には教職員が連携して当たる。

○園児の避難状況及び周囲の安全の確認をする。

○園児の不安軽減に努める。

※ 在宅時および登降園中に災害が発生した場合は、[6]資料(1)等を参考にして指導しておく。

屋内退避の準備

<p>屋内退避の準備</p>	<p>保護者への引き渡し・安否確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で保護者へ引き渡しの連絡をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・通信が途絶された場合は、あらかじめ決めておいた方法で連絡する。 ○帰宅後の対応について保護者に知らせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅をしたらできるだけ外出を控えること。 ・屋内退避の解除が出されるまで臨時休業となるので、自宅で屋内退避を続けること。 ・テレビ、ラジオ、インターネット等から最新の情報収集を行う。 ○欠席園児等の安否を確認する。 <p>※園児が在宅及び登降園中の時に災害が発生した場合も、電話等で園児の安否を確認する。</p> <p>情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、ラジオ、インターネット等から最新の情報収集を行う。 <p>屋内退避の「指示」への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所となる保育室・遊戯室等に、ガムテープ等による窓の目張りや換気扇の停止などによる建物の気密性を確保する。
<p>屋内退避の指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内退避の「指示」が発令された時点でまだ保護者への引き渡しがされていない園児がいる場合は、幼稚園等にて屋内退避を実施する。 ⇒臨時休園、屋内退避を継続する。
<p>屋内退避の解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への引き渡しがされていない園児がいる場合は、保護者への引き渡しを行う。 ○「臨時休園の解除」となった場合、保護者等へ「通常登園」や「登園時刻を遅らせ登園」等の連絡をする。 <p>※「臨時休園の解除」の判断については、市との協議の下、市教委が行い、各学校への通知やマスコミへの連絡を行う。</p>

6**資 料(非常時の対応・組織・配 備)****(1) 登降園時における非常時の対応****① 登降園中における非常時の園児自身による避難について**

登園前・在宅時、又は登降園中に、地震発生又は津波注意報（警報）などが発表された場合に備え、園内の対応体制を構築する。

特に、登降園中における非常時の園児の避難については、以下の避難方法例に従って、

一緒にいる保護者の判断に拠るものとすることを、予めPTA役員会やPTA総会等で保護者に依頼するとともに、園と家庭が園児の避難方法に関する情報を共有しておく。なお、対応について家庭と情報を共有する際は、家庭の事情等に配慮する。

<避難方法例>**登園時**

- ・園のすぐ近くまで登園している場合は、園へ避難する。
- ・自宅を出たばかりの場合は、すぐ帰宅する。
- ・地域の避難場所（公園等）へ避難する。
- ・津波避難エリア内に自宅や通学路がある場合は、近くの津波避難タワーなどに避難するなど。
(※可能性としてはあり得る)

降園時

- ・園のすぐ近くにいる場合は、園へ避難する。
- ・自宅に近い場合は、すぐ帰宅する。
- ・自宅に避難できない時は、学校や地域の避難所へ避難する。
- ・地域の避難場所（公園等）へ避難する。
- ・津波避難エリア内に自宅や通学路がある場合は、近くの津波避難タワーなどに避難するなど。
(※可能性としてはあり得る)

② 園内の対応体制を構築する際の留意点

近隣の小中学校と連携して、同一の対応を取ることが望ましい。予め非常時の対応について、隣接する中学校と互いに打合せを行うとともに、非常時も連絡を取り合うようにする。また、対応について地域と情報を共有し、協力を得られるようにする。

ア 登園前・在宅時の対応

登園前・在宅時に地震等の発生や特別警戒警報の発表があった場合は、園長の判断もしくは教育委員会の指示により対応を決定し、決定した内容を速やかに保護者に連絡する。

- ・園長の判断もしくは教育委員会の指示により、保育開始時刻の繰り下げを行う。
- ・園長の判断もしくは教育委員会の指示により、臨時休園する。
- ・決定した対応を保護者へ連絡する。（電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で）
- ・通学路の安全確認を行う。
- ・園児の安否確認及び安全確保を行う。

イ 登園中の対応

- ・登園中の園児および保護者の安否確認及び安全確保を行う。

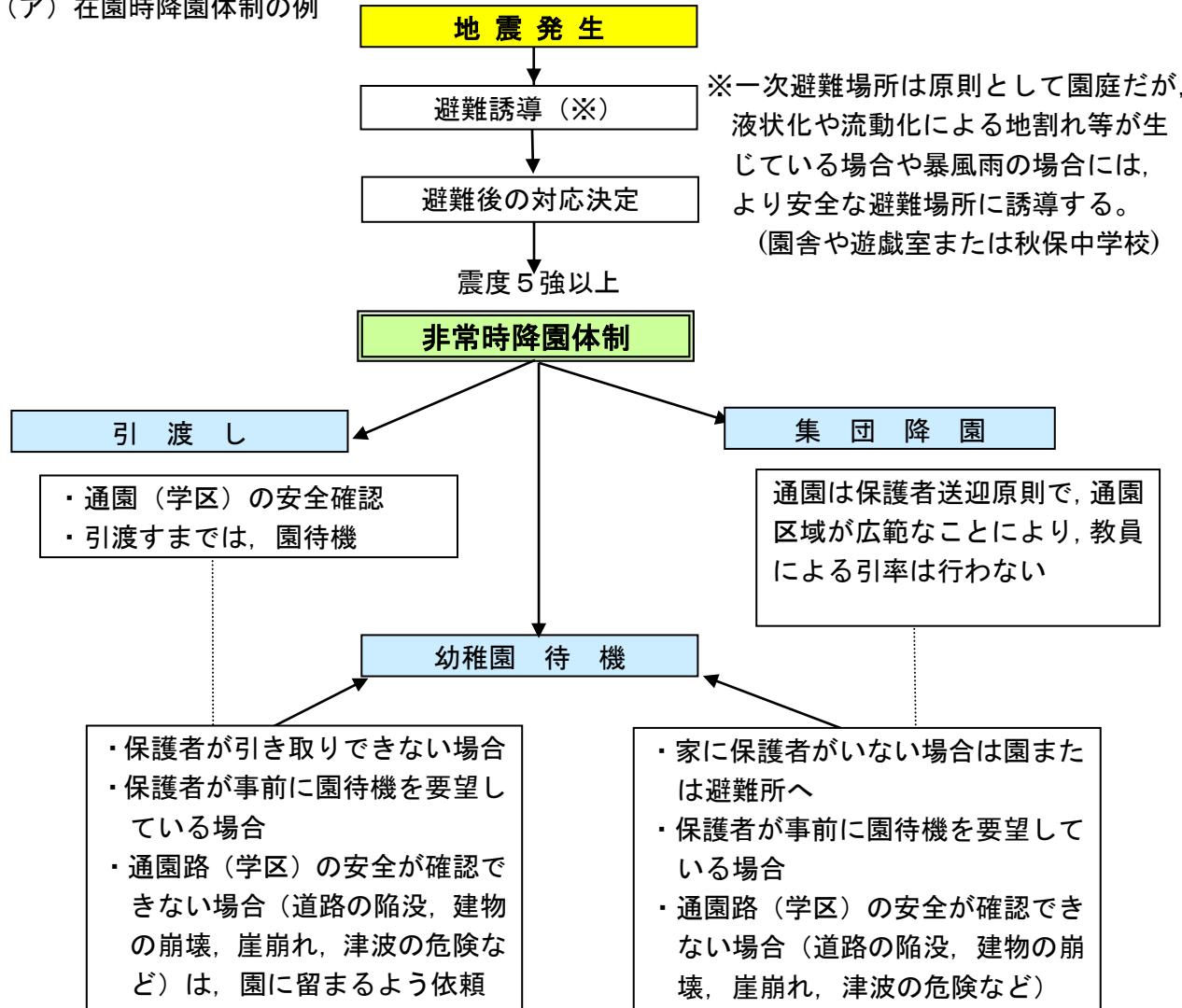
ウ 降園中の対応

- ・降園途中の園児の安否確認及び安全確保を行う。

(2) 非常時における(ア)在園時降園体制

- 市内いずれかの地域で震度5強以上の地震が観測されたときには、園で学校待機・引渡し・集団降園など通常とは異なる方法で下校させる
- 震度5弱以下の場合には、各園の計画に拠る
- (可能であれば) 決定した対応を保護者へ連絡
(電話、一斉メール配信、園ホームページ等)

(ア) 在園時降園体制の例



(イ) 事前の保護者との確認

幼稚園の非常時降園体制について

- 引渡し方法・場所などについて
- 引渡し、園待機等の保護者の要望
- 引渡しカードの作成

(ウ) 家庭内での確認事項

- 通園経路について
- 引渡しの場所
- 避難所や家族の集合場所
- 非常時伝言ダイヤル（NTT 171）等による連絡方法 など

(3) 緊急連絡用(引き渡し)カード

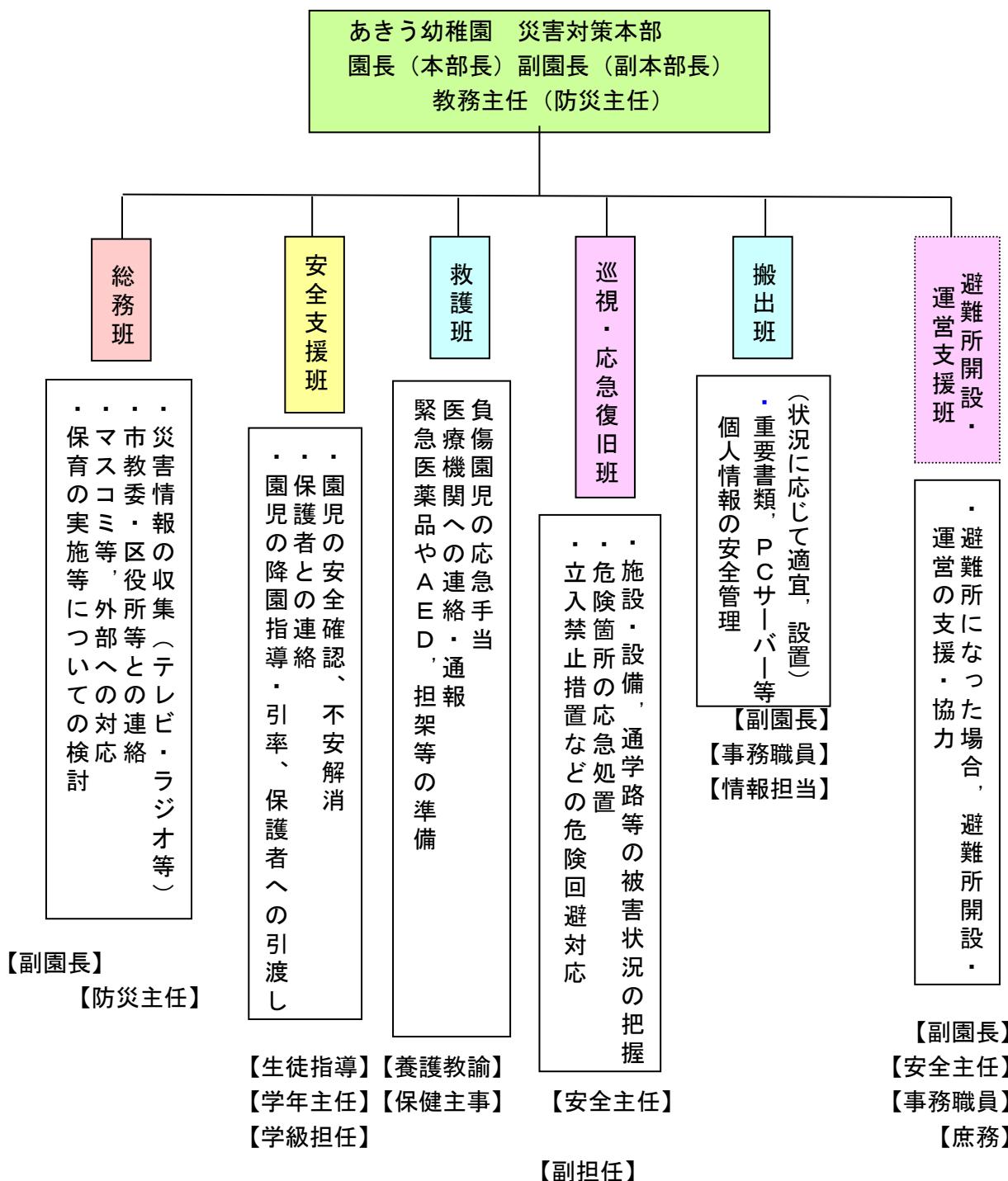
仙台市立あきう幼稚園

緊急連絡用（引き渡し）カード				
組	園児氏名			
地区：	保護者氏名			
現住所	〒			
緊急連絡先	自宅 TEL ()		自宅以外の連絡先（名称・TEL）	
携帯 TEL ()				
本園在園の兄弟姉妹等	年 組		年 組	
緊急時の引受人 (園に迎えに来る人。保護者以外の人も含む)				
引受人氏名	電話番号	本人との関係	登園に要する時間	引受確認
1				
2				
3				
担当教職員	※			
引き渡し日時	※ 令和 年 月 日 () 時 分			
引渡し場所	※ 園庭 遊戯室 保育室 その他 ()			
引渡後の連絡先	氏名		TEL 番号	
備考 土樋 叔父叔				

(注) 裏面に自宅付近図および園までの経路を記入

(4) 災害対策本部の組織

園児・教職員や施設・設備等に被害があった場合、及び区災害対策本部から避難所開設要請があった場合、原則として応接室または職員室に園災害対策本部を設置し、幼稚園としての組織的な対応にあたる。



(5) 教職員の非常配備

令和2年4月10日
教職員非常配備計画

仙台市立あきう幼稚園教職員非常配備計画

- 教職員の非常配備体制と緊急連絡網を事前に整備はしておくが、あきう幼稚園は、避難所ではないので参集はしないものとする。
- 園長が必要と判断した場合及び区災害対策本部から避難所開設要請があった場合は、以下を参照して必要人員を緊急連絡網で参集させる。

※仙台市防災関係規定、「非常配備等に関する要領」より

組織体制	配備の区分及び配備体制	配備の基準
	情報連絡体制の強化	(1)市内で震度4の地震が発生したとき (2)気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3)その他危機管理監が必要と認めるとき
本部体制 災害警戒	警戒配備 【避難所開設準備】 園長	(1)大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (2)その他危機管理監が必要と認めるとき
災害対策本部体制	非常1号配備 【災害対応人員参集】 園長 副園長 教務主任	(1)市内で震度5弱の地震が発生したとき (2)市内に気象特別警報(暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報)、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき (3)上記特別警報が発表されていない場合にあって、大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に <u>災害が発生し、かつ、拡大する</u> おそれがあるとき (4)市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (5)その他市長が必要と認めたとき
	非常2号配備 園長 副園長 教務主任 事務主任	(1)市内で震度5強の地震が発生したとき (2)宮城県に大津波警報が発表されたとき (3)大雨、洪水、暴風、大雪等により、 <u>災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大する</u> おそれがあるとき (4)その他市長が必要と認めたとき
	非常3号配備 全教職員	(1)市内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2)市内の <u>全域に大規模な災害が発生したとき又は全域に拡大することが予想される</u> とき (3)その他市長が必要と認めたとき

参考 【市教委配備】[警戒配備]総務課長・総務係長・教育指導課長・管理係長・生涯学習課長・企画係長 等

[非常1号配備]教育局職員の概ね1/3の職員、[非常2号配備]教育局職員の概ね2/3の職員

[非常3号配備]全職員

- ◎ 警戒配備又は非常配備の基準に該当する災害の発生又は気象警報の発表があった場合は、該当教職員は家族等の安全を確保し、自らの安全にも留意後、定められた計画に基づき直ちに学校へ参集する。円滑かつ的確に情報を伝達するために、学校内における連絡体制の構築や、災害時に連絡すべき地域団体や機関のリストアップなど、情報連絡体制の整備を図っておく。

(注1)津波の場合の参集対象校

配備の区分	配備の基準	参集対象校
警戒配備	津波注意報	宮城野区：岡田小、高砂中 若林区：六郷中、七郷中
非常1号配備	津波警報	宮城野区：岡田小、福室小、中野栄小、鶴巻小、高砂中、中野中 若林区：六郷小、七郷小、沖野小、蒲町小、沖野東小、六郷中、七郷中 蒲町中、沖野中 太白区：四郎丸小、袋原小、東四郎丸小、郡山小、袋原中
非常2号配備	大津波警報	宮城野区：福室小、中野栄小、鶴巻小、中野中 若林区：六郷小、七郷小、沖野小、蒲町小、沖野東小、六郷中、七郷中 蒲町中、沖野中 太白区：四郎丸小、袋原小、東四郎丸小、郡山小、袋原中 ※ 地震と同時でない大津波警報(例：チリ地震)の場合も同様である。

(注2)台風・大雨等の場合の参集対象校

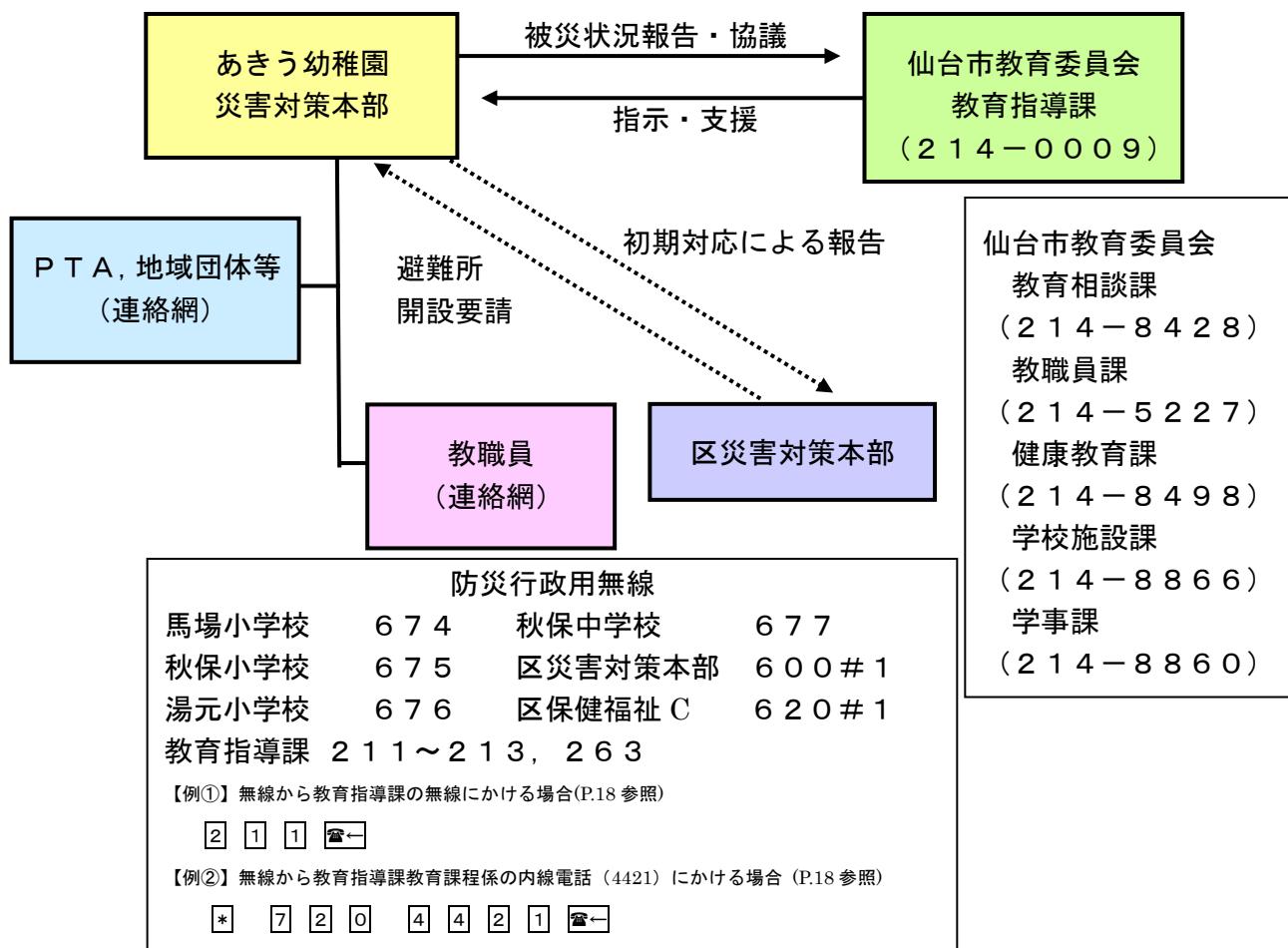
配備の区分	配備の基準	参集対象校
警戒配備	土砂災害 警戒情報	仙台市東部に発表：仙台市東部の学校 (資料3参照) 仙台市西部に発表：仙台市西部の学校 (資料3参照) ※折立中は東部、西部どちらにも該当する。 (参集しない学校：下記①②の学校には避難所担当課も参集しない。) ①土砂災害警戒区域内に校舎及び体育館がある学校 ・八木山南小、湯元小、人来田中、八乙女中 ②初動で開設しない避難所となっている学校 (資料2参照)
非常1号配備	気象特別警報	上記①以外の学校 ※上記①の学校においては、教職員は当該校には参集しないが、近隣校へ参集及び待機し、当該校児童生徒の安否等に係る情報収集等に当たる。なお、近隣校に関する情報（校名、電話番号、連絡可能時間等）については、事前に保護者に周知しておくとともに、施設管理の観点から、安全が確保できる状況になった段階で当該校の校舎等の点検を行うこと。

災害対策に伴う連絡について

教育委員会からのメール配信	<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報等の発表やその解除 ・警戒配備や非常配備体制が発令された際やその解除 ・台風接近等により特別な対応を取る必要がある場合の指示
区役所からのメール配信 (電話連絡・FAX送信)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設・解除等指示 ・避難指示等の情報提供
C4thの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・台風接近等に伴う事前情報提供 <p>※ 令和元年度の状況を踏まえ、混乱を避ける観点から、指示系統を1本化（メール）し、C4thを使った避難所開設にともなう情報提供等は行わず、全て区役所からの指示のみとする。</p>

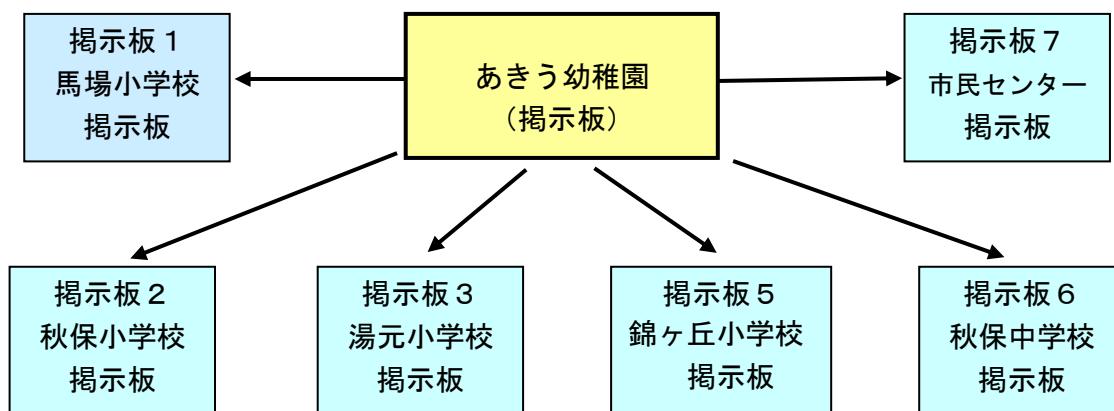
(6) 情報連絡体制

○電話等の通信手段が使えるとき



○電話等の通信手段が使えないときの学校から保護者等への連絡方法

掲示場所を事前に定めておき、掲示により連絡事項を保護者へ伝える



※保護者から学校への連絡については、電話等が使えないときは、「直接 幼稚園に来る」「知り合いに伝言を頼む」「手紙(メモ)を園のポストに入れる」等による。

<学区内および学区周辺の施設>

○学校関係

	施設名	住所（電話番号）	備考
学 区 内	馬場小学校	399-2013	
	秋保小学校	399-2841	
	湯元小学校	398-2842	
	秋保中学校	399-2840	
学 区 周 辺	愛子小学校	391-8940	
	作並小学校	395-2051	
	錦ヶ丘小学校	395-5582	
	上愛子小学校	392-2381	

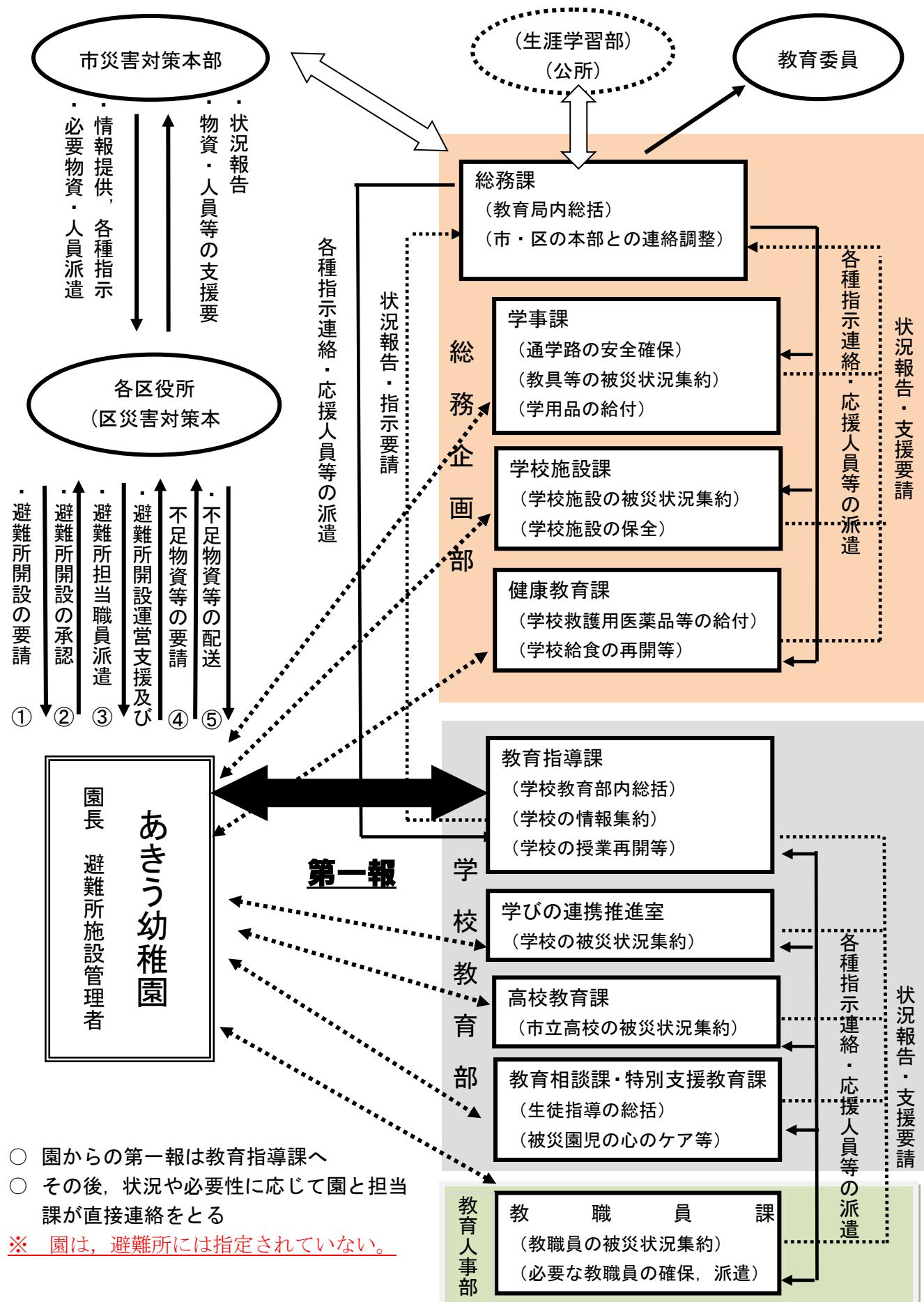
○市民センターやコミュニティセンター等の施設

	施設名	住所（電話番号）	備考
学 区 内	秋保市民センター	399-2316	
	馬場市民センター	399-2745	
	湯元市民センター	398-2720	
学 区 周 辺			

○その他の施設

	施設名	住所（電話番号）	備考
学 区 内	湯元児童館	397-1255	
	秋保総合支所	399-2111	
	湯元保育所	398-2647	
	太白消防署秋保出張所	398-2632	
学 区 周 辺			

(7) 教育委員会（学校・事務局）防災対応フロー



(8) 非常配備時の学校被害状況報告 FAX 送信票 様式

FAX送信票

FAX 番号 264-4437

被 害 状 況 報 告

受信者	仙台市教育局 教育指導課長 様
送信日時	月 日 時 分
送信者	学校番号(501) 学校名(仙台市立あきう幼稚園) 職名(園長) 氏名(峯岸 新造)
被害報告	<p>被害状況(どちらかに☑)</p> <p><input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり</p> <p>※ 異常ありの場合は、確認できる範囲内で簡潔に記入願います。 (例) 窓ガラス破損 3枚</p> <p>その他</p>

(9) 防災行政用無線から教育指導課への連絡方法

※ 防災行政用無線 の 配置なし ※ 避難所としての指定もないが、参考までに

各学校に配置されている防災行政用無線による教育委員会との連絡について、無線から無線へかける方法と無線から内線電話へかける方法があります。

① 無線から無線へのかけ方

(ア) 呼出番号入力

1～0, #を押して、相手局の呼出番号（3桁又は5桁）を入力する。

※呼出し番号：教育指導課1（211）、教育指導課2（212）、教育指導課3（213）、
教職員課（214）、学校施設課（215）、教育指導課携帯機（263）

(イ) 発信

■←を押して、相手局を呼び出す。

(ウ) 画面に 通話中 と表示されたら通話ができる。通話が終わったら ■ を押す。

② 無線から教育委員会の内線電話へのかけ方

(ア) 呼出番号入力

* 定型を押す。次に教育局の庁舎番号「720」を入力する。続けて内線番号（4桁）を入力する。

【例】無線から教育指導課教育課程係の内線電話（4421）にかける場合

* 7 2 0 4 4 2 1

(イ) 発信・通話

■←を押して、内線電話を呼び出す。相手が応答すると通話ができる。通話が終わったら ■ を押す。

※ 上でお示しした通話方法は、危機管理室より配布されている「防災行政用無線 無線装置操作ガイド」にも記載されている。

③ 教育委員会の緊急連絡先の内線番号（抜粋）と報告内容

災害発生時の被害状況等は教育指導課に所定のFAX送信票（P. 24参照）で報告することとしているが、停電等でFAX送信ができない場合は防災行政用無線から教育指導課の内線電話を利用して報告する。連絡の混雑緩和のため、下記の該当の内線番号に報告する。

(ア) 幼稚園、小学校（学校番号1～63） ····· * 7204421, * 7204423

(イ) 小学校（学校番号64～128） ····· * 7204424, * 7204425

(ウ) 中学校、高校、特別支援学校、中等教育学校 ··· * 7204427, * 7204429
報告内容

学校番号 学校名 報告者職・氏名
被害状況《□なし・□あり（ ）》

※ 被害ありの場合は、児童生徒・教職員、施設設備等の簡潔に報告する。

(参考)

学校施設課 * 7204331
教職員課 * 7204324, * 7204325,
* 7204327, * 7204328

7

避難所開設・運営の支援マニュアル

(1) 目的

「仙台市避難所運営マニュアル」を基本として、各地域・学校では、地域・行政・学校の三者の事前協議により「地域版避難所運営マニュアル（地震編及び大雨編）」を作成することとされている。

本マニュアルは、避難所開設初期対応並びに運営支援における学校としての体制をあらかじめ定めるものである。

(2) 日常における指定避難所に必要な事項の確認（※指定避難所開設なし）

① 指定避難所の開設種別等

指定避難所は、切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設。仙台市では市立小中高等学校等が指定されている。

主な災害種別の指定避難所開設・非常配備（例）

		地震	津波	大雨（洪水・土砂災害）
学区内における災害のおそれ	(本マニュアルに準ずる)	学区内に津波避難エリアがある、または、ない	・学区内に洪水浸水想定区域がある or ない ・学区内に土砂災害のおそれのある区域がある or ない	
指定避難所の開設	開設する	開設する or 開設しない	開設する or 初動で開設しない or 開設しない	
非常配備	警戒配備	宮城県に津波注意報が発表されたとき、学校に参集	仙台市東部 or 西部に土砂災害警戒情報が発表されたとき、学校に参集	
	非常 1 号配備	宮城県に津波警報が発表されたとき、学校に参集	市内に大雨特別警報が発表されたとき、学校に参集	
	非常 2 号配備	宮城県に大津波警報が発表されたとき、学校に参集		
	非常 3 号配備			

非常配備の詳細は教職員非常配備計画を参照（P19）

② 指定避難所としての開放区域（園舎・園庭等）の利用計画（※開設された場合）

指定避難所として開放することを要請された場合に備え、予め開放区域を次のとおり定める。

【指定避難所における学校施設の利用計画】

No.	利用目的	利用予定場所
1	避難場所	遊戯室（保育室）
2	障害者等避難場所	保育室（年中）
3	妊婦・乳幼児の避難場所（授乳室設置が望ましい）	同（年長）
4	管理運営所（連絡所）	同（年少）
5	応急救護所	職員室
6	インフルエンザ・ノロイルス等感染者避難場所	
7	情報機器（TV等）設置場所	遊戯室
8	情報掲示場所	玄関、遊戯室
9	ゴミ集積場所	園庭北西側
10	仮設トイレ設置場所	
11	障害者・介護者用トイレ	ひろびろトイレ
12	救援物資集積場所	
13	救援物資配布場所	
14	臨時遺体安置所	
15	仮設電話設置場所	遊戯室
16	風呂	
17	更衣室	更衣室
18	洗濯場	ベランダ
19	物干し場（男女別が望ましい）	中庭
20	ペット置き場	
21	介護室	
22	喫煙場所	設置しない
23	相談室	
24	調理室	
25	給水場	ベランダ前水道
26	緊急車両用駐車場	園駐車場

（注） 遊戯室内の空間配置については、あらかじめ地域団体等と決めておくこと。

※ 洪水・津波被害のおそれがある地域は、避難場所として2・3階以上の教室等を利用のこと。

※ 妊婦・乳幼児の避難場所と感染者避難場所を離すなどの配慮をしておくこと。

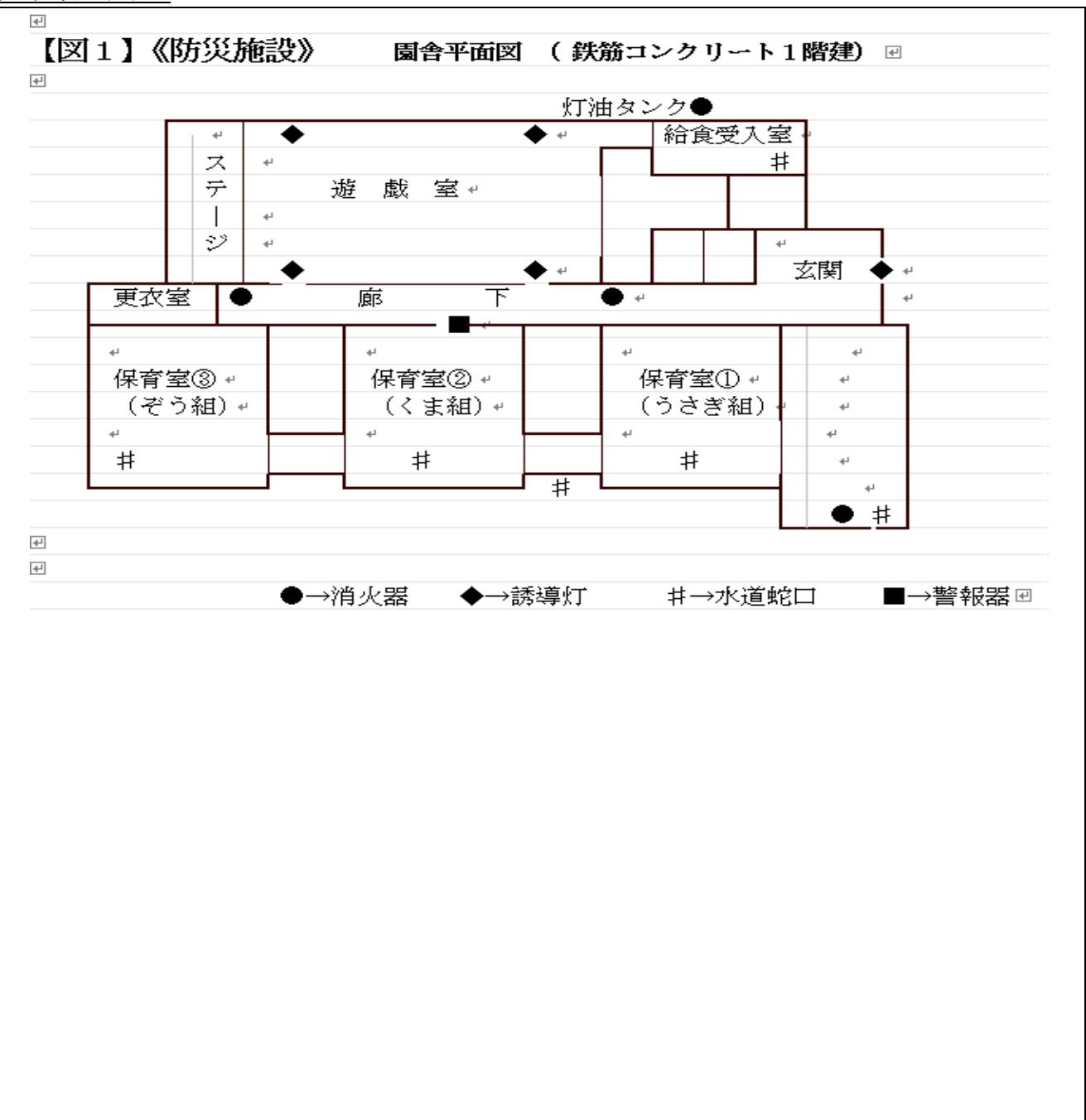
③ 指定緊急避難場所としての利用計画

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその切迫した危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類（①洪水、②崖崩れ、土石流及び地滑り、③高潮、④地震、⑤津波、⑥大規模な火事等）ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定しており、仙台市では市立学校等が指定されている。

指定緊急避難場所の運営は、指定避難所の運営に準じる。但し、洪水・津波被害の恐れのある地域は、避難場所として2・3階以上の教室等を利用のこと

自校において、どのような災害が起きたときの指定緊急避難場所になるのかを必ず確認しておくこと。（仙台市地域防災計画 共通附属資料6-6に記載）

④ 園舎平面図



(5) 校門・体育館・校舎等の鍵の保管

夜間や休日の発災において、緊急に遊戯室を開放する必要がある場合の対応として、園の鍵の保管に関し、次のとおりとする。

No.	保管者	住所・電話番号（※ 非表示）	鍵の種類
1	該当なし		園舎
2			園舎
3			園舎
4			園舎
5			園舎
6			園舎
7			園舎

(6) 市役所・区役所指定動員の確認

夜間や休日などに、市内で震度6弱以上の地震が発生したとき又は土砂災害警戒情報が発表された時は、避難所開設の支援を行う目的で園の近くに住む市役所・区役所の職員が動員される。

指定動員 氏名	連絡先 電話
該当なし	

(7) 指定避難所担当課の確認

津波注意報（警報）、土砂災害警戒情報などが発表された場合又は市が**避難準備・高齢者等避難開始**、避難勧告等を発令した場合などに、あらかじめ決められた指定避難所担当課職員が各学校に派遣される。

該当なし	
------	--

(8) 指定避難所の開設・対応に係る区役所担当部署の確認

仙台市地域防災計画により、学校に対し指定避難所としての開設要請を行い、また開設後の対応を行うのは太白区役所災害対策本部となる。

また、実際の避難所管理運営業務を行うのは、区役所保健福祉センターとなる。

該当なし	
------	--

※「⑥市役所・区役所指定動員の確認」「⑦指定避難所担当課の確認」「⑧指定避難所の開設・対応に係る区役所担当部署の確認」は、仙台市地域防災計画等の改訂に伴って変更される可能性がある。

⑨ その他、指定避難所となった場合に必要な物資に係る情報についての把握

学校における災害救援物資の備蓄状況及び近接する

仙台市秋保消防団長袋分団コミュニティ防災センターの防災資機材等の状況については、次のとおりである。

【配付途中の物資もあるため、定期的に各校の資機材を確認すること。】

(ア) 園の防災資機材一覧

※指定避難所に該当せず、備蓄は一切なし

No	物資	内訳	保管場所
1	クラッカー		
2	アルファ米		
3	おかゆ		
4	飲料水		
5	簡易組立トイレ ※		
6	携帯型簡易トイレ		
7	救急箱		
8	避難所運営セット ※		
9	毛布		
10	大型扇風機 ※		
11	情報収集用テレビ ※		
12	ホワイトボード ※		
13	テント式プライベートルーム※		
14	LPG発電機 ※		
15	LED投光器 ※		
16	災害時多言語シート ※		
17	調理不要食		
18	ようかん		
19	使い捨てカイロ		
20	ハンズフリーメガホン ※		
21	ネックレス型 LED ライト ※		
22	避難所運営用ビブス ※		
23	災害用特設公衆電話		
24	軍手		

※の物資については、通常の学校活動や防災訓練などで使用することができるが、ガスボンベ・電池等は各学校で準備すること。

(イ) 秋保コミュニティ防災センターの防災資機材一覧

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	消火器	10本	17	つるはし	5丁
2	消火用バケツ	20個	18	ビニル紐	5個
3	消火用ポリタンク(20リットル)	5個	19	金てこ	3本
4	給水用ポリ袋(6リットル)	100枚	20	防水シート	100枚
5	ラジオ付ライト(懐中電灯)	5個	21	土のう袋	200枚
6	カラーコーン	10個	22	なた	5丁
7	コーンバー	5個	23	サイレン付メガホン	3個
8	トラロープ	5個	24	担架	3式
9	救急医療セット	3式	25	組立水槽(1立方メートル)	2式
10	毛布	200枚	26	炊飯装置	2式
11	保安帽	50個	27	オイルパン	2個
12	鉄杭(パイプ)	40本	28	発電機	3式
13	鉄杭(丸棒)	40本	29	発電機用オイル(4リットル缶)	2缶
14	ヘッドキャップ	5個	30	テント	2式
15	10ポンドハンマー	5丁	31	金属はしご	2個
16	スコップ	10丁	32	リヤカー	1式

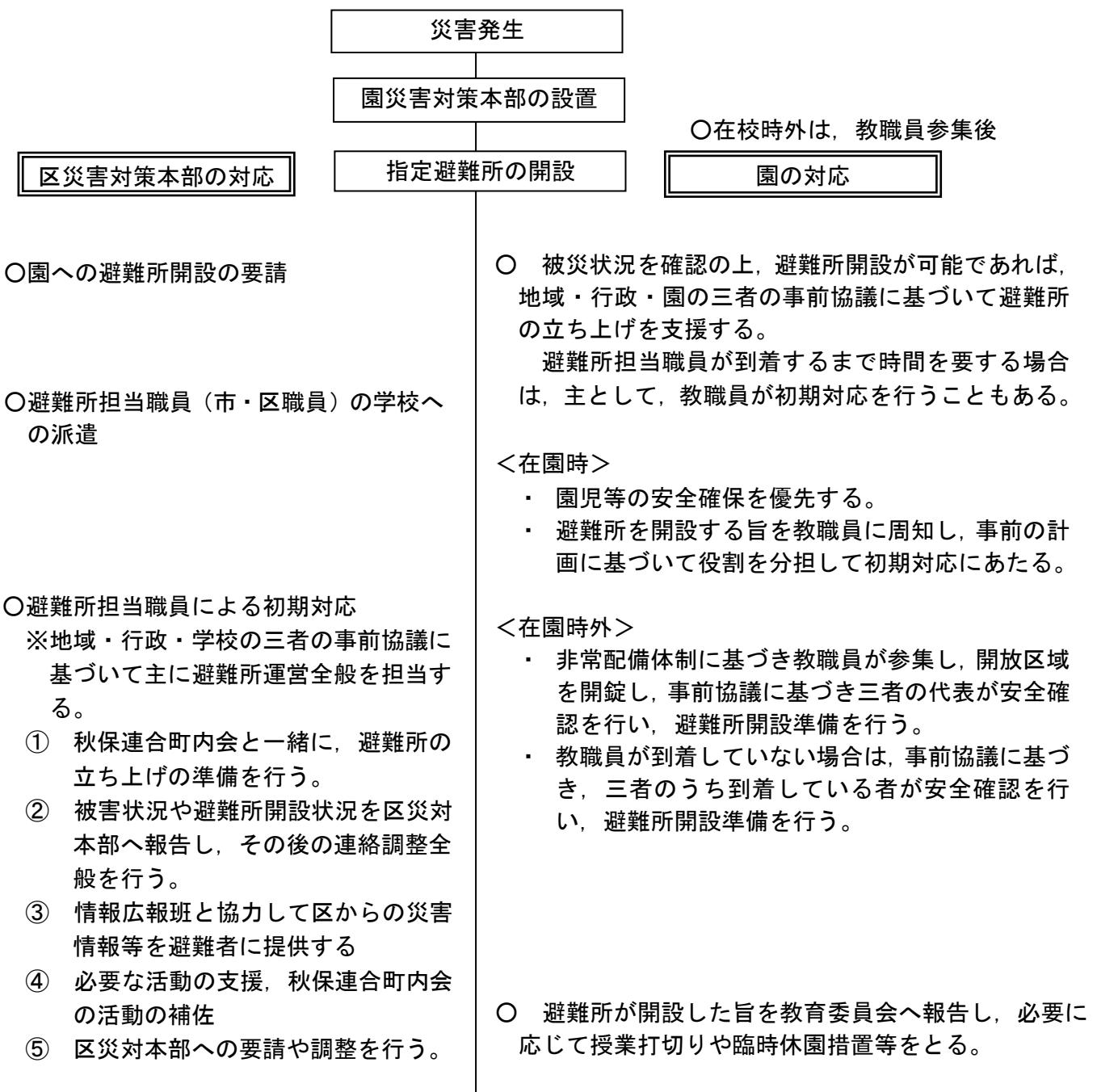
(3) 指定避難所開設・運営の協力・支援（※ 要請があった場合）

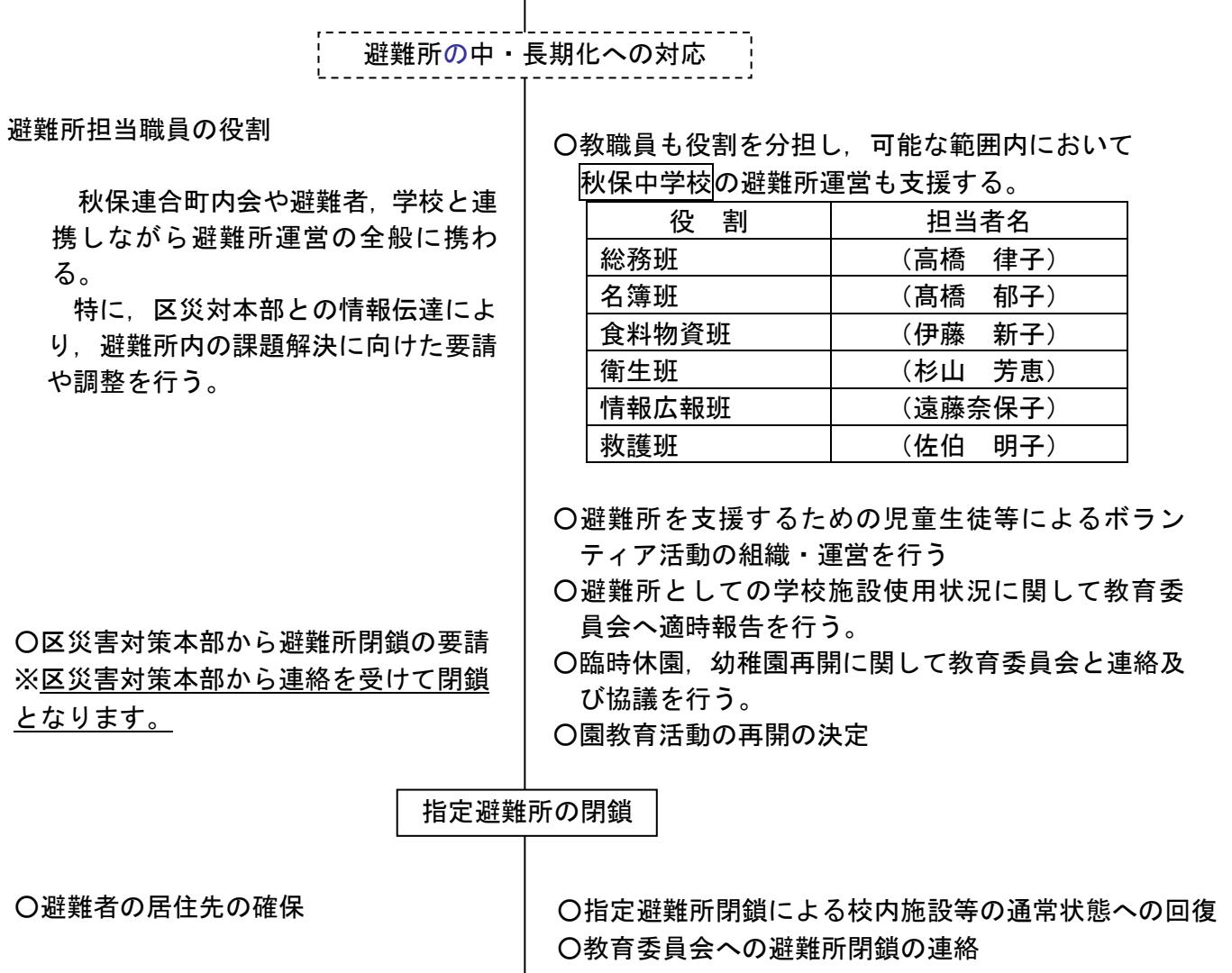
園長は、太白区災害対策本部より指定避難所開設を要請された場合に備え、「避難所安全確認チェックシート」に基づき、避難所として使用される施設の安全確認を行い、避難所の開設体制を整える。

避難者が既に集合している状態で、区本部から避難所の開設要請がなく、市の避難所担当職員が到着していない場合は、校長の判断により、あらかじめ定める避難所運営の支援体制等に基づき応急的な受け入れ措置を行うとともに、避難状況等について区本部に連絡する。

園長は、指定避難所として開放した場合には、速やかに仙台市教育委員会に報告のうえ、園の臨時休園等についても報告・協議する。

① 園災害対策本部における支援マニュアル





② 避難所開設・閉鎖に係る情報伝達の流れ

1. 避難所開設

(1) 風水害の場合

土砂災害警戒情報や洪水の危険性が高まった際に、学校長の携帯メールなどに区災害対策本部から避難所開設準備に係る連絡が届く。

(2) 津波注意報・津波警報・大津波警報発表時の場合

津波注意報等発表時は、次の学校の教職員は配備計画（P19）に従って、避難所開設準備を行う。

①津波注意報発表時

- ・宮城野区：岡田小、高砂中
- ・若林区：六郷中、七郷中

②津波警報発表時

- ・宮城野区：岡田小、福室小、中野栄小、鶴巻小、高砂中、中野中
- ・若林区：六郷小、七郷小、沖野小、蒲町小、沖野東小、六郷中、七郷中
- ・太白区：四郎丸小、袋原小、東四郎丸小、郡山小、袋原中

③大津波警報発表時

- ・宮城野区：福室小、中野栄小、鶴巻小、中野中
 - ・若林区：六郷小、七郷小、沖野小、蒲町小、沖野東小、六郷中、七郷中、蒲町中、
沖野中
 - ・太白区：四郎丸小、袋原小、東四郎丸小、郡山小、袋原中
- ※ 岡田小、高砂中は参集しない。

(3) 地震発生の場合

市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、市内の指定避難所になっている全学校は、施設管理者が施設の安全を確認した後、異常がなければ避難所開設を行う。

避難所開設後、建築専門家が安全確認の支援を行うため、避難所施設の点検に伺う。

(4) その他

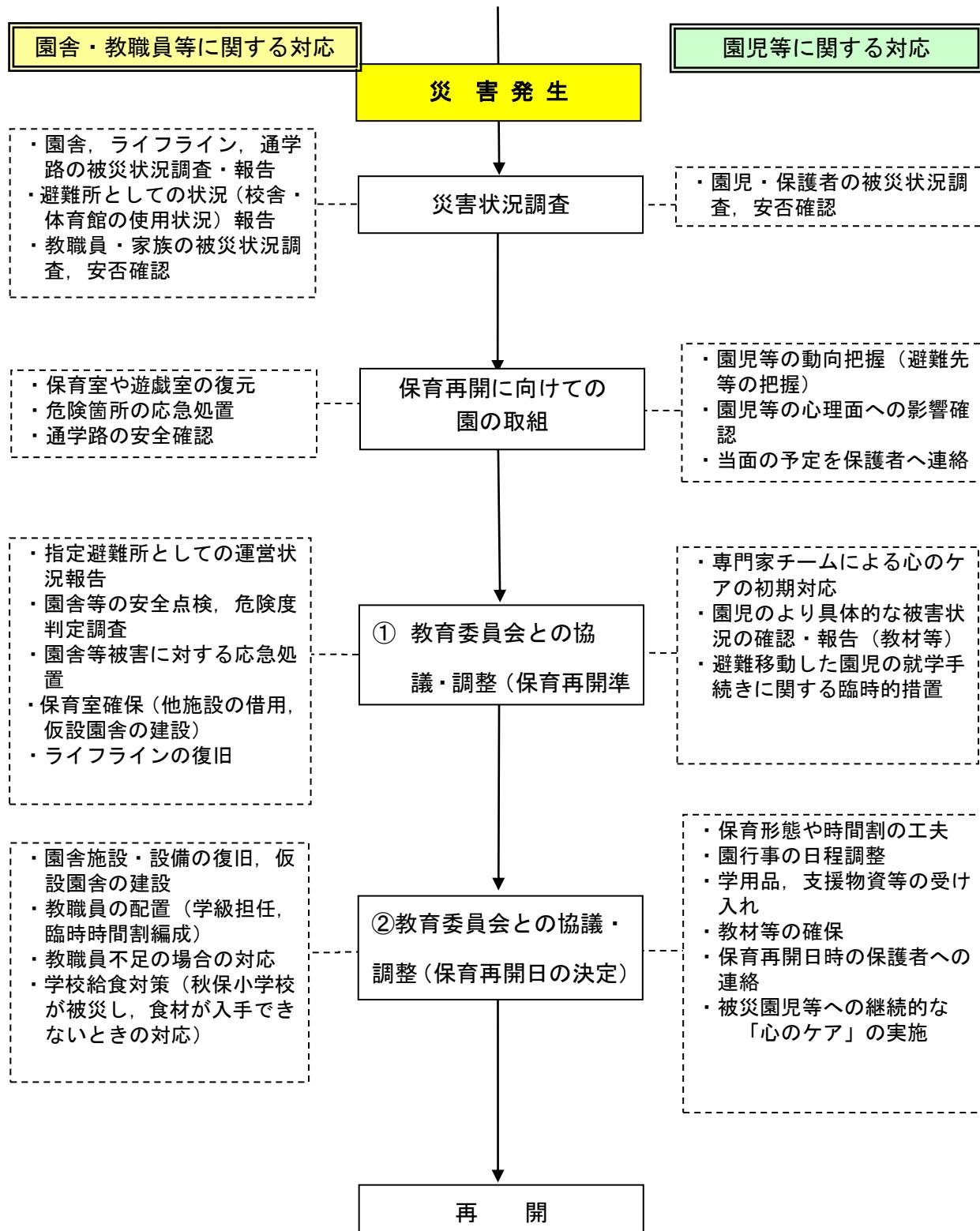
上記(1)～(3)以外にも、災害により避難者が発生した場合等には、区災害対策本部の判断により避難所開設を行う場合がある。

2. 避難所の縮小・閉鎖

避難所の縮小・閉鎖は、気象警報の解除、地域の安全の確保などを総合的に検討した上で、区災害対策本部から各学校へ連絡が届く。

避難者が全員帰宅した後も、区災害対策本部から連絡があるまでは、避難所を閉鎖しない。

(4) 保育再開に向けた対応マニュアル



8 その他

(1) 避難訓練計画（地震、Jアラート、引き渡し等）について

災害	訓練実施日時	実施方法（避難方法・避難場所等）
地震	6月11日	<ul style="list-style-type: none">・地震対応避難訓練として、一斉に園庭に避難する。（雨天決行）・緊急災害時における引き渡し訓練を実施する。
	6月25日	<ul style="list-style-type: none">・地震対応避難訓練として、一斉に園庭に避難する。（雨天決行）
Jアラート	月　　日	<ul style="list-style-type: none">・Jアラートを想定した避難訓練を行い、遊戯室ステージに避難する。

※ 詳細については令和2年度教育計画　〇〇訓練実施計画参照

マニュアル使用にあたって

- (1) 全職員 1部必携とし、早い段階に研修会等で読みあわせを行う。
- (2) 風水害等の災害については、このマニュアルに準じて対応する。
- (3) 火災については別途作成する消防計画に拠る。
- (4) マニュアルの内容については保護者や地域と情報を共有する。
- (5) 関係者（町内会長、PTA会長等）にも配付する。
- (6) 本マニュアルを幼稚園ホームページに掲載し広く周知する。